

条 例

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第五十号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第一章 関係条例の一部改正（第一条―第九条）

第二章 経過措置

第一節 通則（第十条・第十一条）

第二節 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に伴う経過措置（第十二条―第十四条）

第三節 その他（第十五条）

附則

第一章 関係条例の一部改正

（埼玉県吏員恩給条例の一部改正）

第一条 埼玉県吏員恩給条例（昭和八年埼玉県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条ノ二中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ニ規定スルモノノ外刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第二項ノ公訴ノ提起ガサレタル場合及同法第二十七条の七第二項ノ公訴ノ提起ガサレタル場合ニ於ケル退隠料及増加退隠料ノ停止ニ付テハ恩給法第五十八条ノ二ノ規定ニ依ル普通恩給及増加恩給ノ例ニ依ル

第三十五条第一項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

前二項ニ規定スルモノノ外刑法第二十七条第二項ノ公訴ノ提起ガサレタル場合及同法第二十七条の七第二項ノ公訴ノ提起ガサレタル場合ニ於ケル扶助料ノ停止ニ付テハ恩給法第七十七条ノ規定ニ依ル扶助料（同条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ例ニ依ル

第五十八条第一項中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「(明治四十年法律第四十五号)第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)第三条第二項第二号及び第三号並びに第四条第五項第二号

二 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)第四条第二項第二号及び第三号並びに第六条第四項第二号

(集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第三条 集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第四条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第十九条の二第三号及び第四号並びに第十九条の三第一項第一号及び第三項第一号

二 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)第十二条の三第三号及び第四号並びに第十二条の四第一項第一号及び第三項第一号

三 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)第十六条第一項第一号及び第五項第二号、第十七条の見出し及び同条第一項第一号、第十八条第一項第一号並びに第二十条第四項

四 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(平成二十四年

埼玉県条例第六十号)第六条第一号ロ

(埼玉県立自然公園条例等の一部改正)

第六条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 埼玉県立自然公園条例(昭和三十三年埼玉県条例第十五号)第三十五条及び第三十六条

二 埼玉県迷惑行為防止条例(昭和三十八年埼玉県条例第四十七号)第十二条並

- びに第十三条第五項及び第六項
- 三 埼玉県自然環境保全条例（昭和四十九年埼玉県条例第四号）第二十九条及び第三十条
- 四 埼玉県土採取条例（昭和四十九年埼玉県条例第六号）第十九条第一項
- 五 埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）第二十八条
- 六 埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第二十八条から第二十八条の三まで
- 七 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）第十九条
- 八 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成六年埼玉県条例第四十二号）第十条第一項
- 九 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）第二十一条
- 十 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成十二年埼玉県条例第十一号）第四十条及び第四十一条
- 十一 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第四十一条
- 十二 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第三十八条から第四十条まで
- 十三 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十八条及び第二十九条
- 十四 埼玉県砂防指定地管理条例（平成十五年埼玉県条例第四十五号）第九条
- 十五 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第二十五条及び第二十六条
- 十六 埼玉県統計調査条例（平成二十年埼玉県条例第六十号）第十四条第一項、第十五条及び第十六条
- 十七 埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三十二条第一項及び第三十三条
- 十八 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第二十条から第二十二条まで
- 十九 埼玉県行政不服審査会条例（平成二十七年埼玉県条例第六十四号）第七条
- 二十 埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年埼玉県条例第二十二号）第四十八条
- 二十一 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和二年埼玉県条例第二十九号）第十四条

二十二 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号）
第二十四条並びに附則第三条第三項及び第四項並びに第五条第二項

（埼玉県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第七条 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（埼玉県生活環境保全条例の一部改正）

第八条 埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条及び第二百五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を

「拘禁刑」に改める。

第二百二十七条及び第二百二十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の一部改正）

第九条 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和六年埼玉県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四条及び第三十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二章 経過措置

第一節 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項及び次条において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第十一条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第二節 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に伴う経過措置

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十九条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)(同条例第十九条の四第五項及び第二十一条第七項(学校職員の給与に関する条例第十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例第十二条の四第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)(同条例第十二条の五第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十六条第一項及び第五項、第十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第二十条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第二十条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第三節 その他

(経過措置の規則への委任)

第十五条 この章に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、

規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。